

防災行政無線

放送内容が電話で確認できます。

自動応答電話 ☎286-0888



交通安全ワンポイントアドバイス

歩行者もドライバーも 平成30年度「ひのくにピカピカ運動」

例年、秋から冬にかけて日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故が多発する傾向にあることから、広く注意喚起するとともに、特に「反射材の活用」と「前照灯の早め点灯」等の実践を促し、交通事故防止を図ることを目的としています。

■期間 10月15日～来年1月31日

- 11月2日はひのくにピカピカ運動 県下一斉キャンペーン
- 前照灯一斉点灯時刻：午後5時から
- 歩行者へ
 - ・ 明るい服を着て、反射材を着用。
 - ・ 道路の横断は、安全確認をしっかりと。
- ドライバーへ
 - ・ 前照灯を早めに点灯し、支障がない時は、ハイビーム(上向き点灯)で走行。

岡危機管理課 危機管理係 ☎286・3210

地域安全 ニュース

みんなで犯罪を防ぐ

全国地域安全運動

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンに、全国一斉の地域安全運動が実施されます。

この運動は、地域住民、行政、各種団体、警察が連携して、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる街をつくろうという運動です。

■期間 10月11日～20日

- ・ 見通しの悪い場所や夜暗い場所など、地域の危険な場所を確認。
- ・ もしもの時に備え、かばんなど、相手から見えやすく、手が届く場所に防犯ブザーを。
- ・ 不審な電話やメールは、冷静になり、まず家族や警察に電話を。
- ・ 家族で「合言葉」などの約束事を事前に決めておく。
- ・ 在宅時でも留守番電話機能などの有効な利用を。

岡御船地区防犯協会連合会 御船警察署 ☎282・1110

かしい消費者

利用規約などの確認を

フリマサービスを

利用するとき

インターネット上で個人同士が商品などを取引できる、フリマアプリやフリマサイトなどのフリーマーケットサービスの利用が広がっており、トラブルも増加しています。

【事例1】

フリマアプリで購入した商品が偽物だったのに、出品者が返品に応じない。アプリ運営業者に相談したところ「当事者間で話し合うように」と言われた。

【事例2】

フリマアプリで洋服を出品し、購入者に商品を発送したが、購入者から「商品が届かない」と苦情を受けた。

このように出品者・購入者間双方のトラブルが多い上、当事者間ではトラブルが解決できず、フリマサービス運営業者に介入を求めても利用規約上応じて

もらえないケースが少なくありません。

他にも、「中学生の息子が酒を購入していた」といった未成年者利用に関するトラブルや、「購入した商品の代金を、運営事業者を介さず直接出品者の口座に振り込んだが商品が届かない」などの利用規約の禁止行為を持ちかけられて、トラブルになるケースもあります。

トラブルに遭わないために

- ・ フリマサービスは個人同士の取引です。トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解しましょう。
- ・ 購入前に疑問点を出品者に質問したり、商品の発送には追跡可能な方法を取るなど、トラブルの未然防止を心掛けることが大切です。併せて、利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。
- ・ 未成年者がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合うことが重要です。

岡上益城広域消費生活相談室(危機管理課 危機管理係) ☎286・3210